

◇知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第38号）

- 1 期末手当の支給割合の改正
知事、副知事、県議会議員等の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第1条及び第2条関係）
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和3年12月1日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第39号）

- 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第1条及び第2条関係）
- 2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係
新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第3条及び第4条関係）
- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第6条及び第7条関係）
- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第8条及び第9条関係）
- 5 知事等の給与の特例に関する条例の一部改正関係
部長級職員及び課長級職員（所属長に限る。）以外の一般職の職員に対して令和3年12月に支給される期末手当及び勤勉手当に限り、臨時的削減措置を緩和することとしました。（第10条関係）
- 6 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和3年12月1日から施行することとしました。